

徳島県農地中間管理事業事務実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島県農地中間管理機構である公益財団法人徳島県農業開発公社(以下「公社」という。)が、農地中間管理事業の推進に関する法律(以下「法」という。)及び徳島県 農地中間管理事業規程(以下「事業規程」という。)に基づき実施する農地中間管理事業の適正かつ円滑な事務の推進を図るために必要な手続きを定める。

(農用地利用集積等促進計画の作成)

第2条 公社は、農用地利用集積等促進計画(以下「促進計画」という。)の作成に当たっては、事業規程第1の(3)の規定に基づき、市町村からの促進計画の案の提出又は農業委員会からの要請によることを基本とする。

促進計画に係る手続きで、機構が一旦農地中間管理権を取得した後耕作者へ貸付ける権利移動については、農地中間管理権の取得と耕作者への貸付を2つの促進計画で行う「2段階方式」、及び農地中間管理権の取得と耕作者への貸付を1つの促進計画で行う「一括方式」を設ける。

(2段階方式による農地中間管理権の取得)

第3条 公社が農地中間管理権を取得するに当たり、市町村からの促進計画の案の提出による場合には、市町村はあらかじめ法第19条第3項に規定される農業委員会の意見を聴いた上で、次に掲げる書類について、地権者の記名押印を受け、「農用地利用集積等促進計画(集積)の案について(提出)(様式1-1)」に添付して公社に提出する。

また、農業委員会からの要請による場合には、農業委員会は、あらかじめ市町村の意見を聴いた上で、本条前段と同様の書類を作成し「農用地利用集積等促進計画(集積)について(要請)(様式1-2)」に添付して公社に提出する。

- (1)「農用地利用集積等促進計画(集積)(様式2)」(以下「促進計画(集積)」という。)
- (2)「利用権設定等に係る同意及び代表相続人届出書(様式3)」及び「相続説明図(参考様式1)」※所有権が数人の共有に係る土地の場合のみ添付する。
- (3)上記(2)については、「契約農地の相続権に関する申告書(参考様式2)」に代えることができるものとする。

2 公社は、前項の「促進計画(集積)」の案を基に促進計画を定め、「農用地利用集積等促進計画(集積)の認可について(申請)(様式4)」に添付して、県知事に促進計画の認可の申請を行うものとする。

3 公社は、事業規程第3の2の規定に基づき、土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業(以下「機構関連事業」という。)が行われることがあることについて、地権者に対し、「促進計画(集積)」の2共通事項により説明を行うものとする。また、農地中間管理権の設定が15年以上である場合は、「機構関連事業について(説明確認書)(様式5-1)」の交付により説明を行うものとする。

(2段階方式による耕作者への貸付)

第4条 公社が中間管理権を取得した農地を、耕作者(利用権の設定を受ける者)に貸し付ける(転貸する)に当たり、市町村からの促進計画の案の提出による場合には、市町村は、あらかじめ農業委員会の意見を聴いた上で、「農用地利用集積等促進計画(配分)の案について(提出)(様式6-1)」を作成し、耕作者の記名押印を受け、「農用地利用集積等促進計画(配分)(様式7)」の案、「賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等(様式8-1、8-2又は8-3)」を添付して公社に提出する。ただし、様式8-1、8-2又は8-3については、耕作者が地域計画に位置づけられている場合は添付を省略できるものとする。なお、耕作者が果樹・施設等農地附属物等を設置する、あるいは果樹・施設等農地附属物等が設置された農地を借受ける場合は、「確認書(果樹等及び農業用施設の設置に係る同意書)(参考様式3)」の提出を求めるものとする。

また、農業委員会からの要請による場合には、農業委員会は、あらかじめ市町村の意見を聴いた上で、「農用地利用集積等促進計画(配分)について(要請)(様式6-2)」を作成し、本条前段と同様の書類を作成し公社に提出する。

- 2 公社は、前項の「促進計画(配分)」の案を基に促進計画を定め、「農用地利用集積等促進計画(配分)の認可について(様式9)」に添付して、県知事に促進計画の認可の申請を行うものとする。
- 3 公社は、農地中間管理権の設定が15年以上ある場合は、機構関連事業が行われることがあることについて、耕作者に対し、「促進計画(配分)」の「2 共通事項」により説明を行うものとする。また、農地中間管理権の設定が15年以上である場合は、「機構関連事業について(説明確認書)(様式5-2)」の交付により説明を行うものとする。
- 4 地域計画の区域外の農地を耕作者に貸し付ける場合には、公社は法第18条第3項の規定に基づき、以下によりあらかじめ利害関係人からの意見を聴取した上で、県知事に促進計画の認可の申請を行うものとする。
 - (1) 公社は、「農用地利用集積等促進計画(配分)の案の概要について(参考様式4-1)」を公社ホームページ上で公表し、「農用地利用集積等促進計画(配分)の案に対する意見書(参考様式4-2)」により利害関係人からの意見を募るものとする。
 - (2) 公社は、利害関係人の意見を「農用地利用集積等促進計画(配分)の案に対する意見聴取」の結果を取りまとめ、これを添えて、同条第3項により認可の申請を行うものとする。

(一括方式による農地中間管理権の取得と耕作者への貸付)

第5条 公社が農地中間管理権を取得し、耕作者に貸し付ける(転貸する)に当たり、市町村からの促進計画の案の提出による場合には、市町村は、あらかじめ法第18条第3項に規定される農業委員会の意見を聴いた上で、「農用地利用集積等促進計画(一括)の案について(提出)(様式10-1)」を作成し、次に掲げる書類について、必要に応じ地権者・耕作者の記名押印を受けて添付し公社に提出する。

また、農業委員会からの要請による場合には、農業委員会は、あらかじめ市町村の意見を聴いた上で、「農用地利用集積等促進計画(一括)について(要請)(様式10-3又は10-4)」を作成し、本条前段と同様の書類を作成し公社に提出する。

- (1) 「農用地利用集積等促進計画(一括)(様式11)」(以下「促進計画(一括)」という。)

- (2) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等(様式 8-1、8-2 又は 8-3)
※耕作者が地域計画に位置づけられている場合は添付を省略できるものとする。
- (3) 「利用権設定等に係る同意及び代表相続人届出書(様式 3)」及び「相続説明図(参考様式 1)」※所有権が数人の共有に係る農地の場合のみ添付する。なお、これらは、「契約農地の相続権に関する申告書(参考様式 2)」に代えることができるものとする。
- 2 前項(1)の「促進計画(一括)」について、耕作者から地権者へ直接賃料を支払う場合、地権者及び耕作者が、様式 11 の「別表 3 直接支払による借賃の支払方法に係る特約事項」を了承し支払われるものとする。
- 3 公社は、前項の「促進計画(一括)」の案を基に促進計画を定め、「農用地利用集積等促進計画(一括)の認可について(申請)(様式 12)」に添付して、県知事に促進計画の認可の申請を行うものとする。
- 4 地域計画の区域外の農地を耕作者に貸し付ける場合には、公社は第 4 条第 4 項に準じて利害関係人からの意見を聴取した上で、県知事に促進計画の認可の申請を行うものとする。
- 5 公社は、事業規程第 3 の 2 及び第 3 の 3 の規定に基づき、機構関連事業が行われることがあることについて、地権者及び耕作者に対し、「促進計画(一括)」の「2 共通事項」により説明を行うものとする。また、農地中間管理権の設定が 15 年以上である場合は、「機構関連事業について(説明確認書)(様式 5-1、5-2)」の交付により説明を行うものとする。

(契約の変更)

第 6 条 2 段階方式における促進計画の変更は、以下の手続きにより行う。

- (1) 地権者及び耕作者は、双方の合意により「農用地利用計画の変更申出書兼変更計画書(地権者用)(様式 13-1)」及び「農用地利用計画の変更申出書兼変更計画書(耕作者用)(様式 13-2)」(以下「変更計画書」という。)を 2 部作成し、署名又は記名押印して公社に提出する。
- (2) 公社は、前項の「変更計画書」の提出を受け適当と認められる場合は、当該促進計画に定める事項について変更の契約を締結し、次のとおり手続きを行うものとする。
- ア 県に対し、当該促進計画に定める事項の変更点とその内容を報告する。
- イ 市町村に対し、当該促進計画に定める事項の変更点とその内容を報告する。
- ※アについて、県の認可・公告の権限委譲を受けている市町村の場合は、県を市町村と読み替える。
- 2 一括方式において促進計画の変更の必要が生じた場合は、原則として当該契約を解約し、再度促進計画を定めることとする。ただし、当該市町村及び公社がやむを得ないと認めた場合は、地権者、耕作者が双方の合意により「変更計画書」に署名又は記名押印し、公社に提出し、前項の(1)及び(2)に準じて手続きを行う。
- 3 市町村は、地権者又は耕作者から、公社と利用権を設定した内容について変更する旨の連絡を受けた場合は、速やかにその旨を公社に連絡するものとする。

(契約の解約)

第 7 条 利用権の種類が「賃貸借」である促進計画の解約は、以下の手続きにより行う。

- (1) 地権者は「農地法第18条第6項の規定による通知書(賃貸借)(様式14-1)」(1部)及び「合意解約書(賃貸借)(様式15-1)」(3部)を、耕作者は「農地法第18条第6項の規定による通知書(賃貸借)(様式14-2)」(1部)及び「合意解約書(賃貸借)(様式15-2)」(3部)を作成し、記名押印の上、公社に提出する。
 - (2) 公社は、前項の「農地法第18条第6項の規定による通知書(賃貸借)」及び「合意解約書(賃貸借)」(以下、「通知書及び合意解約書」が適当と認められ解約する場合は、押印の上、次のとおり手続きを行うものとする。
 - ア 農業委員会に対し、「通知書及び合意解約書」の原本1部を送付する。
 - イ 地権者又は耕作者に対し、「合意解約書」の原本1部を送付する。
 - ウ 県及び市町村に対し、「合意解約書」の写しを送付する。
- 2 利用権の種類が「使用貸借」である促進計画の解約は、以下の手続きにより行う。
 - (1) 地権者は「合意解約書(使用貸借)(様式15-3)」(3部)を、耕作者は「合意解約書(使用貸借)(様式15-4)」(3部)を作成し、記名押印の上、公社に提出する。
 - (2) 公社は、前項の「合意解約書(使用貸借)」が適当と認められ解約する場合は、押印の上、次のとおり手続きを行うものとする。
 - ア 農業委員会に対し、「合意解約書」の原本1部を送付する。
 - イ 地権者又は耕作者に対し、「合意解約書」の原本1部を送付する。
 - ウ 県及び市町村に対し、「合意解約書」の写しを送付する。
- 3 市町村は、地権者又は耕作者から、公社と利用権を設定した契約について解約する旨の連絡を受けた場合は、速やかにその旨を公社に連絡するものとする。

(地権者・耕作者の異動)

第8条 地権者及び耕作者の死亡に伴う促進計画の変更は、以下の手続きにより行う。

- (1) 地権者の死亡に伴い相続が発生した場合、相続人は、速やかに公社に連絡するとともに、「農地中間管理事業に係る利用権設定者の死亡届(様式16)」又は「農地中間管理事業に係る利用権設定者(所有者)の変更届(様式17)」を作成し、公社に提出するものとする。
 - (2) 耕作者の死亡に伴い相続が発生した場合、相続人は、速やかに公社に連絡するとともに、ア、イ又はウにより手続きを行うものとする。
 - ア 利用権の種類が賃借権であり、相続者が継続して営農を行う意思がある場合は、相続人が「農地中間管理事業に係る利用権の設定を受けた者の死亡届及び契約の承継願(様式18)」を作成し、公社に提出するものとする。
 - イ 利用権の種類が賃借権であり、相続者に営農を行う意思がない場合は、相続人が相続代表者として前条第1項による手続きを行う。なお、当該解約農地については、地域計画に基づいて市町村及び農業委員会、公社、県、その他関係機関は、協力・協議して新たな耕作者に貸付を行っていく。
 - ウ 利用権の種類が使用貸借の場合は、民法第597条第3項に基づきその契約は耕作者の死亡により終了する。なお、地域計画に基づいて市町村及び農業委員会、公社、県、その他関係機関は、協力・協議して新たな耕作者に貸付を行っていく。
- 2 市町村は、地権者又は耕作者の相続人から相続が発生した旨の連絡を受けた場合は、速やかにその旨を公社に連絡するものとする。

(農地の利用状況の報告)

第9条 公社は、法第21条第1項及び事業規程第8の規定に基づき、農地の利用状況の確認のために必要があると判断した場合は、耕作者に対し、「農地の利用状況報告書(様式19)」の提出を求めるものとする。また、提出を求められた耕作者は、別に定める日までに公社に提出するものとする。

(農地に関する情報の提供等)

第10条 市町村及び公社は、農地中間管理事業の実施に当たり、個人情報保護に関する法律及び関連法令等を遵守し、農地に関する情報を共有し、又は相互に提供するものとする。

2 公社は、農業委員会に対し農地台帳に記録された事項の提供を求める場合は、農地法施行規則第103条の規定に基づき、「貴農業委員会が有する農地台帳記録事項の提供について(様式20)」を作成の上、農業委員会へ依頼するものとする。

3 県及び農業委員会は、公社に対し農地中間管理事業による利用権を設定している農地に関する情報の提供を求める場合は、農地法第51条の2第2項の規定に基づき、「農地中間管理機構が中間管理権を有する農地情報の提供について(様式21)」を作成の上、公社へ依頼するものとする。

(権限移譲)

第11条 「徳島県の事務処理の特例に関する条例」に基づき「農用地利用集積等促進計画の認可・公告に関する事務(法第18条第1項及び第7項)」を移譲された市町村においては、次のとおり取り扱う。

2 第3条第2項、第4条第2項及び第4項並びに第5条第3項及び第4項の「県知事」は「市町村長」に読み替える。

3 市町村の裁量により次の添付資料は省略できるものとする。

(1) 第3条第1項及び第5条第1項の「利用権設定等に係る同意及び代表相続人届出書(様式3)」及び「相続説明図(参考様式1)」又はこれらに代える「契約農地の相続権に関する申告書(参考様式2)」

(2) 第4条第1項及び第5条第1項の「賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等(様式8-1、8-2又は8-3)」

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。